

問答 中興労働者に対する手当の支給に關する事

一〇、公傷ニ依ル負傷者ノ退職者ニハ最低額五百圓以上ノ手當ヲ支給サレタシ

回答 最低額ヲ五百圓ト定ムル事ハ困難ナリ

但シ申出ノ趣旨ハ之ヲ諒トス

一一、不正行為以外市ノ都合ニ依リ解雇スル場合ハ失業手當トシテ給

サレタシ

回答 最低額ヲ五百圓ト定ムル事ハ困難ナリ

但シ申出ノ趣旨ハ之ヲ諒トス

一二、不正行為以外市ノ都合ニ依リ解雇スル場合ハ失業手當トシテ給

サレタシ

回答 最低額ヲ五百圓ト定ムル事ハ困難ナリ

但シ申出ノ趣旨ハ之ヲ諒トス

一三、不正行為以外市ノ都合ニ依リ解雇スル場合ハ失業手當トシテ給

サレタシ

回答 最低額ヲ五百圓ト定ムル事ハ困難ナリ

但シ申出ノ趣旨ハ之ヲ諒トス

一四、不正行為以外市ノ都合ニ依リ解雇スル場合ハ失業手當トシテ給

サレタシ

回答 最低額ヲ五百圓ト定ムル事ハ困難ナリ

但シ申出ノ趣旨ハ之ヲ諒トス

一五、不正行為以外市ノ都合ニ依リ解雇スル場合ハ失業手當トシテ給

サレタシ